

**要望事項 (優先順位 1)**

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づく新築マンション等の共同住宅の地域との「連絡調整担当者」の開示について（条例第2章第3節第13条～第16条）

**要 旨**

条例によれば「連絡調整担当者」は、地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）から申出・請求があった場合のみ開示する、と一定の制約が設けられていますが、地域の町内会長などは短期間（1年または2年ごと）に交代するケースが多く、地域の情報がタイムリーに伝わりにくい現状にあります。当学区は、特にマンション建設が多く、状況把握に努力していますが、タイミングを逸する場合があります。

届け出対象の共同住宅の建築主から、「連絡調整担当者」の届出が出された時点で、地域に伝達する方法を考慮していただきたいです。（担当者の氏名の開示ではなくとも、届出の事実を伝達していただければ、次のアクションが取り易いです。）

**回 答****(文化市民局)**

大規模な共同住宅の新築に際し、転入者が地域コミュニティに円滑に参加できるよう、予め地域と事業者が行う協議の一助となることを目的として、平成24年度から、特定共同住宅（3階建以上かつ15戸以上）を対象として、工事、販売、賃貸、管理の事業者ごとに地域との連絡調整担当者の選定・届出を義務付け、学区自治連合会等からの請求に応じて市が開示する「連絡調整担当者届出・開示制度」開始しております。

しかし、制度の利用が少なかったことを受け、平成27年3月から、地域の方に積極的に開示請求していただけるよう制度運用を改善し、建築確認審査の結果を基に、共同住宅の建築予定情報を本市から各学区にお知らせする取組を開始しました。この通知では、特定共同住宅（3階建以上かつ15戸以上）以外の小規模共同住宅も対象としており、地域の皆様からのお申し出があれば、連絡調整担当者を届け出るよう事業者に求め、お伝えしております。

現在、本制度の効果や課題を検証するため、開示後の地域と事業者の協議状況も調査しているところであり、川東学区からいただいた御要望も踏まえ、事業者への働き掛けを強化するなど、よりよい手法を検討して参ります。